

第7号議案

関西広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月27日提出

関西広域連合長 仁 坂 吉 伸

関西広域連合条例第 号

関西広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

関西広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例（令和元年関西広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「に署名し、」を「を」に改める。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

